

珠洲

災害広報 第1号

2024年1月19日発行

[発行]

〒927-1295

石川県珠洲市上戸町北方1字6番地2

珠洲市役所広報委員会 ☎0768(82)2222

ウェブサイト <https://www.city.suzu.lg.jp/> ⇒



市長メッセージ

令和6年の元日を襲った大地震は、珠洲市に未曾有の大災害をもたらしました。発災直後は人命を最優先し、全国の自衛隊・消防・警察関係の多くの皆様に救命・救助活動にご尽力いただきました。残念ながら尊い命を失われました皆様には心から哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。また、各地区自主防災組織の皆様には、避難所の運営や、地域の皆様への物資の供給にご尽力いただいておりますし、各関係省庁や全国の自治体から多くの職員の皆様が応援に駆けつけていただいております。ご支援・ご尽力をいただいております皆様に、改めて心より感謝申し上げます。

私といたしましては、市民の皆様を守るために、石川県と連携し、配慮を要する方の1.5次避難を進めるとともに、金沢方面への一時的な2次避難を促したいと考えております。

いずれにいたしましても、まずは、断水の解消や応急仮設住宅の建設について、今後の見通しを早急にお示しできるよう全力で取り組んでまいります。

令和6年1月19日 珠洲市長 泉谷 満寿裕

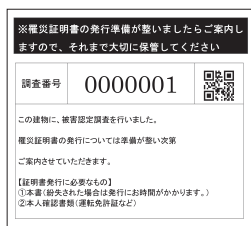
り災証明書の発行

市民相談室

☎(82)7731

今回の地震では、市内すべての建物の被害を調査します。調査した建物には「調査済証」を配布しますので、受け取った方から「り災証明書」の発行手続きができます。

■**交付開始** 1月27日(土)から



調査済証

■**交付場所** 珠洲市民図書館(野々江町コ部1番5)

■**交付時間** 8時30分～18時30分

■**交付可能地区** 宝立地区

(交付可能地区は、市ホームページや広報でお知らせします)

■**必要なもの**(お持ちでない方はご相談ください。) \ 詳細はこちら /

①本人確認書類(運転免許証など)

②調査済証



住宅の緊急修理制度

環境建設課建築住宅係

☎(82)7756

地震により被害を受けた住宅への雨水の侵入を防ぐため、ブルーシートなどで修理する場合の費用を支援します。

■**上限額** 1世帯あたり5万円

(上限を超える費用は自己負担)

■**修理完了期限** 令和6年2月29日(木)

■**注意点** ●空き家や車庫、DIYやボランティアによるものは対象外です。●修理前後の写真が必要です。



住宅の応急修理制度

環境建設課建築住宅係

☎(82)7756

地震により被害を受けた住宅を引き続き居住できるよう、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分(屋根や床、台所やトイレなど)の応急的な修理を行うための費用の一部を支援します。

■**基準額**(1世帯あたり)

半壊以上 706,000円以内

準半壊 343,000円以内

■**修理完了期限**

令和6年12月31日(火)



災害に便乗した消費者トラブルに注意!

トラブルに巻き込まれないよう一人で悩まず、まずは相談しましょう。

■**地震に関する消費者トラブルの相談**

消費者ホットライン(毎日10時～16時)

☎0120(797)188

石川県消費生活支援センター(毎日9時～17時)

☎076(255)2319

道路上に倒壊した家屋等の移動や撤去

電力の復旧、緊急車両の通行、救援物資を供給するため、道路上に倒壊している家屋などを移動や撤去する場合があります。家屋などの所有者への情報提供など、啓発作業にご協力をお願いします。

※家屋などの所有者と連絡が取れない場合は、同意前に作業を実施する場合があります。

■**問い合わせ** 環境建設課都市整備係 ☎(82)7757

応急仮設住宅への入居申し込み

環境建設課建築住宅係
☎(82)7756

- **受付期間** 1月25日(木)まで(8時30分～18時30分)
- **受付場所** 珠洲市役所2階 環境建設課
- **入居条件** 今回の地震で居住していた家が全壊などの被害を受け、自らの力で住宅を確保できない方。
- **入居日** 仮設住宅が完成次第、順次案内
- **入居期間** 原則1年とし、最長で2年間
- **入居費用** 家賃は無料で、光熱費は入居者負担
- **その他** 申込書の記載内容をもとに入居地区や順序を決定します。(先着順ではありません。)



2次避難・1.5次避難

■ 2次避難

ホテル・旅館での自立した生活(家族の介助による生活を含む)ができる方を対象に、一時的に、被災地の避難所から金沢以南、または県外のホテル・旅館に避難できます。(宿泊料は無料で、食事の提供は施設によって取り扱いが異なります。)

【問い合わせ】

石川県コールセンター ☎0120(266)755

■ 1.5次避難

健康面などでホテル・旅館での生活に不安のある方(生活に介助を必要とする方を含む)を対象に、1.5次避難所である「いしかわ総合スポーツセンター」や「産業展示館2号館」へ避難した後、健康状態に応じて高齢者施設などへご案内します。

【問い合わせ】

珠洲市福祉課 (受付は9時～18時)
☎080(7392)7699
☎080(7110)6551



国民年金保険料

市民課医療保険・年金係
☎(82)7741

国民年金保険料について、被災し、住宅、家財その他の財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方を対象に、保険料の全額が免除される制度があります。

■ **免除期間** 令和5年11月～令和8年6月分



道の駅すずなりに救護所

道の駅すずなりで日本赤十字社石川県支部が救護所を開設しています。かかりつけ医に受診できない方や薬が無くなってしまった方など、どなたでもお気軽にご利用ください。

■ **開設時間** 9時～17時



水道・下水道

環境建設課管理係
☎(82)7781

■ 市内全域の水道・下水道を使用中止扱いにします

市内全域の水道・下水道について、使用中止扱いとします。これにより水道・下水道が復旧し、使用開始手続きを行うまで使用料金は発生しません。

■ 水道・下水道料金の請求を延期

例年1月中旬に請求していた11・12月利用分の水道・下水道料金について、令和5年分請求を当面の間延期します。請求時期は、広報などで改めてお知らせします。

■ 下水道に水を流さないで!

市内の下水道施設が被害を受けたため、トイレや台所などの排水設備を使用すると、汚水があふれる場合があります。トイレなどは仮設トイレを利用するなど、水を流さないようにしてください。

珠洲市総合病院

珠洲市総合病院
☎(82)1181

■ 診療体制

地震によって医療資源の安定的な確保が困難な状況であることから、一般診療ができない状況です。今後の診療体制については、ホームページや災害広報でお知らせします。

【現在の診療体制】

救急外来、精神科外来(火・木・金)、薬の処方

■ 感染症の予防

冬は、インフルエンザなどの感染症が流行しやすい時期であることに加え、集団で生活する避難所などでは、さらに流行しやすい環境といえます。日に日に感染症の患者数が増加していることから、うがいや手指消毒、マスクの着用などの感染対策をお願いします。

国民健康保険・後期高齢者医療保険

市民課医療保険・年金係
☎(82)7741

被災し保険証を紛失または自宅などに残したまま避難し、保険証を提示できない場合で

も、医療機関などの窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所を伝えることで受診することができます。

市税の納付など

税務課課税係
☎(82)7735

市税の申告や納付期限について、1月1日以降に到来するものは、当分の間、期限を延長します。納付期限などが決まり次第、改めてご案内します。

被災した軽自動車は課税保留に

地震により、所有している軽自動車被害を受け、使用できなくなった場合、課税保留(課税しない)にすることができます。

手続きには現地確認を行いますので、まずは「申立書」「申立理由書」を提出してください。

■ **問い合わせ** 税務課課税係 ☎(82)7735